

令和8年度地域コミュニティ支援アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自治会、集落、各種団体等が地域運営組織の形成や活性化のため、地域コミュニティ支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に係る必要な事項を定め、地域の合意形成や課題解決の取組みを支援することにより、地域コミュニティの維持・活性化に資することを目的とする。

(派遣対象団体)

第2条 アドバイザー派遣の対象団体は、市町村、自治会（町内会など）、集落、地域活動を支援するNPOやボランティア団体、各種団体等とする。

(派遣対象事業)

第3条 アドバイザー派遣の対象事業は、前条に定める派遣対象団体が地域運営組織の形成や運営、地域コミュニティ活動の維持のために行う、次の取組みとする。

- (1) 地区住民による、地域運営組織の形成及び運営等に関する話し合い
- (2) (1)の話し合いに基づく、生活課題の解決に向けた住民主体の取組み
- (3) その他、地域運営組織の形成や運営に必要とされる取組み

(派遣依頼)

第4条 アドバイザーの派遣を受けようとする団体が所在する市町村は、講師依頼票（様式第1号）を山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課長（以下「移住定住課長」という。）に提出するものとする。

- 2 派遣の回数は、原則として1団体あたり3回を上限とする。ただし、前条第1項(1)のうち、地域運営組織の形成のための話し合いを複数回開催する場合に限り、事前打合せのための派遣について、別途1回の派遣を可能とする。
- 3 本事業は予算の範囲内で実施する。

(派遣決定)

第5条 移住定住課長は、前条第1項の依頼があったときは、アドバイザーと調整のうえ、市町村に対し、その採否を通知するものとする。

(派遣実施)

第6条 派遣が決定した団体（以下「決定団体」という。）は、市町村と連携してアドバイザーと調整を行い、事業を実施するものとする。

(アドバイザーまたは事業内容の変更)

第7条 決定団体が、事業の実施内容を変更する必要がある場合またはやむを得な

い事情により事業を中止する場合は、市町村は速やかに移住定住課長に提出するものとする。

(完了報告)

第8条 市町村は、事業の終了後30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、派遣記録票（様式2）を移住定住課長に提出するものとする。

(派遣に要する経費)

第9条 アドバイザー派遣に伴う謝金及び旅費については、謝金として1日あたり3万円、旅費については県の規程により算出した額を上限とし、山形県がアドバイザーへ支払う。

2 その他の経費（消耗品、印刷費、通信費、賃料等）については、団体及び市町村が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、移住定住課長が別に定める。